

令和2年度社会福祉法人白日会事業計画

I 総論

全ての世代が安心感と納得感の得られる、「全世代型」の社会保障制度に転換を図り、社会保障制度を将来世代に伝えるため、国では持続可能な社会保障の構築に向けた様々な見直し検討が行われています。公助による支援にも限界があり、すべての世代が相互に支え合い、必要な財源を確保していかなければなりません。

そのような中、社会的孤立や生活困窮、格差の問題など新たな課題が生じてきています。また、家族や職場、地域といったつながりの形が変化する中、共助や互助の取組も含めて社会福祉法人の新たな取組が求められている状況にあります。

このような社会福祉法人に対する期待は、社会福祉法人が公益性と非営利性を強く求められる組織として位置づけられているところにあります。社会福祉法第24条第1項には「自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。」と経営の原則が規定され、同条第2項には「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供しよう努めなければならない。」と地域における公益的取組の責務が規定されています。

社会福祉法人白日会では、地域における公益的取組として、ひまわりホーム地域交流ホールで毎月1回「認知症カフェ」の開催、熊本県社会福祉法人経営者協議会が設置している「生計困難者レスキュー事業基金」を活用して地域の生計困難者への食料や日用品などの生活必需品等の現物給付を行っています。また、社会福祉法人熊本県母子寡婦福祉連合会と協力し、ひとり親家庭等学習支援・交流事業である地域の小中学生の学習支援を行う「地域の学習教室」の指定を受けています。

さらに、認知症高齢者は年々増加傾向にありますが、成年後見人の不足による成年後見人の負担は増大傾向にあります。法人として認知症高齢者が安心して地域で生活できるよう成年後見人の活動を協力支援し、成年後見人の養成を支援します。

地域における公益的取組を積極的に提供し、地域で信頼される社会福祉法人を目指し、法人経営の透明化の推進と情報の発信に努めてまいります。

福祉人材に限らず国内の人手不足は深刻な状況にあります。職場環境の改善などの「魅力ある職場づくり」が人手不足解消につながることから、「働き方改革」による魅力ある職場づくりが重要です。

働き過ぎを防ぐことで、働く方々の健康を守り、多様な「ワーク・ライフ・バランス」の実現を目指します。また、同一職場内における正規・非正規の雇用形態に関わらない公正な待遇の確保に努めます。

II 基本姿勢

法人は、自主性・自律性をもって地域の中で社会福祉文化を醸成する中心となることを目指します。

重点課題をふまえた法人のあるべき姿を次のとおりとします。

(1) 利用者に対する基本姿勢

利用者の人権を常に尊重し、サービスの向上や環境改善に積極的に取り組みます。

- (2) 社会に対する基本姿勢
地域包括ケアの中心的役割を担い、公益的な事業を率先して行います。
- (3) 福祉人材に対する基本姿勢
良質な社会福祉人材を育成します。
- (4) 経営に対する基本姿勢
非営利法人にふさわしい透明性の高い運営を行います。

Ⅲ 重点課題と長期ビジョン

法人が成果を得るべき課題とその実現に向けた長期的目標（長期ビジョン）を、次のとおりとします。

- (1) サービスの質の向上
常に利用者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供します。
良質かつ安心・安全なサービス提供を実現するため、利用者の生活環境・利用環境を整備します。
- (2) 地域における公益的取組の推進
地域における様々な福祉課題、生活課題に主体的にかかわり、多様な関係機関や個人との連携・協働を図り、既存の制度では対応できない公益的な取り組みを推進します。
- (3) 信頼と協力を得るための情報発信
社会福祉法人が非営利法人として、積極的に活動していくためには、財源負担者たる市民からの信頼や協力が必要不可欠です。
今、“見える化”にとどまらない“見せる化”を推進し、市民の信頼と協力を得るために、積極的な情報の発信に取り組みます。
- (4) 人材の確保に向けた取組の強化
良質な福祉人材の確保に向け、様々な採用手段を講じます。職務能力の開発及び全人的な成長を目的とした人材育成に取り組みます。また、職員の質の向上、福祉サービスの質と量の向上の「要」となるリーダー層の育成に取り組みます。
- (5) 組織統治（ガバナンス）の整備確立
社会福祉法など関係法令はもとより、法人の諸規程さらには社会的ルールやモラルを遵守した経営を行います。
公正かつ透明性の高い適正な経営を可能にする実効性のある組織体制を構築して組織全体を適切に統治します。
- (6) 健全な財務規律の確立
公益性の高い事業活動の推進及び信頼性の高い効果的な経営の観点から、健全な財務規律を確立します。

Ⅳ 重点課題への取り組み

- (1) サービスの質の向上
 - ① 職員の専門知識の習得、技術向上のために、体系的な教育・研修を行います。
 - ② 利用者の権利擁護や権利侵害について、職員が自己の支援について振り返る機会となる研修を行います。

- ③ 外部の評価結果を活かしたサービスの改善を行います。
- ④ 利用者やその家族等からの苦情や相談に誠意をもって対応するために、第三者委員への報告、相談を積極的に行います。
- ⑤ 安全で衛生的かつ快適な環境の整備に取り組みます。
- ⑥ 不適切なケアの改善に努めます。

(2) 地域における公益的取組の推進

- ① 認知症高齢者が地域の中で安心して暮らせるよう、また、その家族の悩みや思いを聞き、心を軽くできるように、地域の方々と一緒にコミュニティカフェの運営を行います。
- ② 生計困難者に対し、食糧や日用品などの生活必需品の現物給付や公共料金などの経済的支援として、生計困難者レスキュー事業を行います。
- ③ ひとり親家庭の子どものうち、家庭の事情、不安や悩み（DVやネグレクト等）、それらに起因した不登校、引きこもり等の問題を抱え、基礎学力が乏しい、学習習慣が身に付いていない等、学習に支障を来している子ども（主に小学校高学年（5，6年）から中学生）たちの学習支援として、教室の提供等を行います。
- ④ 成年後見人を必要とする認知症高齢者は年々増加傾向にあります。法人として認知症高齢者が安心して地域で生活できるよう成年後見人の活動に協力し、成年後見人を受任できる人材を養成します。

(3) 信頼と協力を得るための情報発信

- ① 法人の業務及び財務情報など、公表が必要な情報について、個人情報保護を徹底しつつ、社会に対して積極的に公表することにより経営の透明性を確保します。
- ② 情報公表は、加盟する福祉団体のホームページの活用や法人ホームページにより、積極的に公表します。
- ③ 法人が行う社会福祉事業、地域における公益的取り組み等さまざまな事業内容について、利用者や家族、地域住民等に対して周知します。

(4) 人材の確保に向けた取組の強化

- ① 多様な人材（高齢者、障害者、外国人労働者）を登用します。
- ② 労働関係法令の遵守と適切な労務管理により、職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境づくりを推進します。
- ③ セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメントには、厳しい対応策を講じます。
- ④ 職員の処遇改善に努めます。
- ⑤ 資格取得等の支援に努めます。
- ⑥ 専門性、組織性、社会性、倫理性等バランスを考慮した研修計画を策定します。

(5) 組織統治（ガバナンス）の整備確立

- ① 法令、その他社会的ルール等の変更について情報を収集し、法人諸規程の点検・整備を行います。
- ② 法人本部の事務局機能を強化するため、事務局職員の研修等への積極的参加に努めます。
- ③ 理事会及び評議員会の招集又は決議の省略について、法令等を遵守し適切に実施・運営します。

(6) 健全な財務規律の確立

- ① 会計処理に関する、業務分掌や職務権限を明確にし、適正な会計処理を行います。
- ② コスト意識を醸成し、収支バランスの取れた健全経営に努めます。

V 照古苑事業計画

1 全体方針

宇土の風土に培われてきた暮らし方に合った利用者の介護を、関係法令及び関係規程に従い、健康管理、衛生管理、安全管理、身体拘束の廃止、個人情報の保護等に留意しながら質の高いサービスの提供に努め、利用者及び家族の満足及び地域社会の信頼が得られる照古苑を目指します。

基本理念

みなさまが安心して歳をかさねられる地域づくりに貢献します。

基本方針

- ① ご利用者の意思と人格を尊重します。
- ② 信頼され満足していただけるサービスを提供します。
- ③ すべての職員が自己研鑽に努め、互いが連携してみなさまを支えます。
- ④ 地域との結びつきを大切にし、開かれた施設をめざします。
- ⑤ 誇りを持って働ける職場づくりに努めます。

2 重点課題

(1) サービスの質の向上

介護サービスに従事する職員の専門性の向上を目指し、施設内外の研修会等に積極的に参加し、事業所全体のスキルアップにつなげます。

利用者にとっての生活環境・利用環境の整備に努めます。

(2) 地域における公益的取組の推進

法人が実施する公益的取組を積極的に支援します。

(3) 信頼と協力を得るための情報発信

積極的な情報発信に取り組みます。

(4) 人材の確保に向けた取組の強化

職員の能力開発及び人材育成に取り組みます。

(5) 健全な財務規律の確立

コスト意識を醸成し、収支バランスの取れた健全経営に努めます。

(6) 照古苑移転改築事業の推進

照古苑移転改築に関する諸条件の把握分析を行い、事業計画の作成を推進します。

3 特別養護老人ホーム照古苑

(1) 運営方針

接遇マナーの向上を目指し、入所者やその家族とより良好な関係を築き、十分な意思の疎通を図ることで、入所者が満足できる良質なサービスの提供につなげます。

また、施設での生活が安全で快適なものとなるよう危険箇所の把握等の点検、危機管理体制の強化に向け職員間での情報の共有化を密に行い、事故の未然防止に努めます。

さらに、入所者のニーズを的確に把握し、状態に応じた適切な介護サービスが適時に提供できるよう個別ケアの推進に努めます。

(2) 重点課題への取り組み

① サービスの質の向上

ア 委員会活動への参加

定期的に次の委員会を開催します。

- i 感染管理委員会
- ii 安全管理委員会
- iii 身体拘束の廃止を検討する委員会
- iv 褥瘡委員会
- v 看取り検討委員会

イ 研修会への積極的参加

研修計画に沿った研修を実施します。

- i チーム単位でOJTの重点テーマを設定し、意図的・計画的に推進します。
- ii OJTリーダー研修を実施し、リーダー及びサブリーダーの指導スキルの向上を図ります。
- iii 給与規則キャリアパス基準に沿った資格取得、専門性のレベルや役割別階層に応じたOFF-JTを推進します。
- iv 職場内集合研修を通し、研修内容に関連する幅広い知識と情報を習得します。

ウ 入所者・家族等へのアンケートの実施

エ 第三者評価への改善対応

オ 施設環境の整備

カ 不適切ケアに関する職員アンケートの実施

キ 介護ロボット導入の検討及び推進

② 地域における公益的取組の推進

ア 生計困難者レスキュー事業に対する職員の活用

イ ひまわりホーム地域交流スペースでの認知症カフェへの支援・協力

ウ ひとり親家庭等小中学生の学習支援のための教室等の提供

③ 信頼と協力を得るための情報発信

ア 広報誌の充実・発行

イ ホームページの定期的更新

ウ 家族会との連携会議の開催

エ 当法人のキャラバンメイトによる認知症サポーター養成講座の開催及び派遣協力による認知症予防啓発活動の実施

④ 人材の確保に向けた取組の強化

ア 積極的に実習生やボランティアを受け入れ、人材確保につなげます。

イ 職員一人ひとりの年次有給休暇日数50%以上の取得

ウ 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

- エ 照古苑職員のストレスチェック実施
- オ 新採職員の定着化を図ります。
- カ 照古苑職員互助組織「照友会」への支援・協力

⑤ 健全な財務規律の確立

- ア 宇土市内及び近隣市町の居宅介護支援事業所との連絡を密にし、施設の特徴を紹介し、新規入所者の確保につなげます。
- イ 介護報酬加算の積極的取得に努めます。
- ウ 経理規程の遵守
- エ コスト比較の徹底

⑥ 照古苑移転改築事業の推進

- ア 改築のための施設整備積立の推進
- イ 移転先候補地の選定
- ウ 事業計画作成に向けた諸条件の分析、資料の収集

4 照古苑デイサービスセンター（通所介護）

（1）運営方針

利用者のニーズを把握し、より一層ケアの質の向上、加算取得に向けた体制の強化を図り、各職員の専門性を重視したチームケアの取り組み、認知症や中重度の利用者の積極的な受け入れを行うなど、地域に根差した事業所として地域包括ケアの実現に努めます。

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者個々人や家族の立場に立った利用者本位のサービスの提供に努めます。

（2）重点課題への取り組み

① サービスの質の向上

- ア レクリエーション活動の選択肢を拡大し、内容を充実します。
- イ 委員会活動への参加
- ウ 研修会への積極的参加
- エ 施設環境の整備
- オ 不適切ケアに関する職員アンケートの実施

② 信頼と協力を得るための情報発信

- ア 広報誌の充実・発行
- イ ホームページの定期的更新

③ 人材の確保に向けた取組の強化

- ア 積極的に実習生やボランティアを受け入れ、人材確保につなげます。
- イ 職員一人ひとりの年次有給休暇日数50%以上の取得
- ウ 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保
- エ 新採職員の定着化を図ります。

④ 健全な財務規律の確立

- ア 地域内の居宅介護支援事業所との連絡を密にし、利用案内や広報用チラシの配布を行い、施設の特徴をアピールし、新規利用者の開拓へつなげます。
- イ 体験利用者の積極的な受け入れを行い、新規利用者の確保につなげます。

ウ 介護報酬加算の積極的取得に努めます。

5 ウェルネス照古苑いきいき道場（宇土市介護予防・日常生活支援総合事業）

（1）運営方針

生活機能が低下している利用者に対し、リハビリ専門職が集中的にケアを行うことで利用者の生活機能が改善・向上するよう努めます。

また、利用終了後も継続して介護予防に取り組めるよう、利用者のセルフケア能力を高める働きかけを行います。

一般介護予防事業やインフォーマルサービス等を利用できるよう自立に向けたプログラムを実施します。

（2）重点課題への取り組み

① サービスの質の向上

ア レクリエーション活動の選択肢を拡大し、内容を充実します。

イ 委員会活動への参加

ウ 研修会への積極的参加

エ 施設環境整備

オ 不適切ケアに関する職員アンケートの実施

② 信頼と協力を得るための情報発信

ア 広報誌への掲載

イ ホームページの定期的更新

③ 人材の確保に向けた取組の強化

ア 積極的に実習生やボランティアを受け入れ、人材確保につなげます。

イ 職員一人ひとりの年次有給休暇日数50%以上の取得

ウ 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

エ 新採職員の定着化を図ります。

④ 健全な財務規律の確立

ア 地域内の居宅介護支援事業所との連絡を密にし、利用案内や広報用チラシの配布を行い、施設の特徴をアピールし、新規利用者の開拓へつなげます。

イ 体験利用者の積極的な受け入れを行い、新規利用者の確保につなげます。

6 照古苑ショートステーション（短期入所生活介護）

（1）運営方針

利用者や家族が必要とするときに必要な内容のサービスを適切に受けることができるよう、ケアマネなど関係者との緊密な連携に努めます。

施設内において職種横断的な連携を強化し、介護事故の未然防止に努めます。

接遇マナーの向上に取り組み、利用者や家族との信頼関係を構築し、サービスの付加価値を高めます。

（2）重点課題への取り組み

① サービスの質の向上

ア レクリエーション活動の選択肢を拡大し、内容を充実します。

- イ 委員会活動への参加
- ウ 研修会への積極的参加
- エ 施設環境の整備
- オ 不適切ケアに関する職員アンケートの実施
- カ 介護ロボット導入の検討及び推進
- ② 信頼と協力を得るための情報発信
 - ア 広報誌の充実・発行
 - イ ホームページの定期的更新
- ③ 人材の確保に向けた取組の強化
 - ア 積極的に実習生やボランティアを受け入れ、人材確保につなげます。
 - イ 職員一人ひとりの年次有給休暇日数50%以上の取得
 - ウ 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保
 - エ 新採職員の定着化を図ります。
- ④ 健全な財務規律の確立
 - ア 地域内の居宅介護支援事業所との連絡を密にし、利用案内や広報用チラシの配布を行い、施設の特徴をアピールし、定期利用の拡大と新規利用者の開拓に努め、年間利用率80%を目標とします。
 - イ 介護報酬加算の積極的取得に努めます。

7 照古苑居宅介護支援事業所

(1) 運営方針

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安全・安心に暮らせるよう、医療・介護・福祉の関係機関と積極的に連携を図り、中立公正な立場で地域との結びつきを重視しながら、安心した在宅生活の継続ができるように支援します。

地域に貢献し、地域の方から信頼され、地域に選ばれる事業所を目指します。

(2) 重点課題への取り組み

- ① サービスの質の向上
 - ア 委員会活動への参加
 - イ 研修会への積極的参加
 - ウ 地域ケア会議への積極的参加
- ② 地域における公益的取組の推進
 - 法人が行う認知症カフェを支援・協力します。
- ③ 信頼と協力を得るための情報発信
 - ア 利用者及び家族の個人情報保護を徹底します。
 - イ 支援困難ケースについては、事業所内で情報を共有し全員で対応できる体制を作ります。
 - ウ 医療等関係機関との連携を図ります。
 - エ 利用者に関する在宅サービス事業所との積極的情報共有を図ります。

8 宇土市地域包括支援センター

(1) 運営方針

地域住民に近い支援機関として包括支援センターの担う役割を果たせるよう機能強化を図り、ネットワークを活かした運営に努めます。

地域の実情に応じ、予防、見守り、認知症対策、権利擁護など各事業を一体的に行います。住民、医療機関、事業所など社会資源との「対話」「連携協働」に努めます。

具体的には、以下のことを行います。

- ① 地域資源ニーズの把握・共有
- ② 医療・介護の連携
- ③ 多様な資源の周知と協働
- ④ 予防の強化と生活支援体制づくり
- ⑤ 地域包括ケアシステムの啓発とネットワークの活用
- ⑥ 第8期宇土市高齢者福祉計画・介護保険計画（令和3～5年度）策定の準備期として、宇土市との意見交換

(2) 重点施策

① 地域包括支援センター業務

i 総合相談支援事業

ア 周知啓発活動の強化

地域組織団体（民生委員、公民館長、老人会、婦人会等）や多様な世代に向けた啓発を行います。

イ 協力機関

- ・ 委託機関と実績を振り返り、地区に応じた支援体制を構築します。
- ・ 対応困難な事例については、委託機関と一緒に動き、組織として方向性を決定できる体制を構築します。
- ・ 事例検討会の実施、及び各種研修会の周知と情報提供を行うことで、スキルアップを図ります。

ウ ネットワークの構築

- ・ 講話を通して、地区での周知啓発活動を行います。
- ・ 個別のケース会議を通して、地域や個人のネットワーク構築を図ります。

ii 権利擁護事業

宇土市と連携し、研修会の充実、虐待の早期発見及び迅速な対応に努めます。

また、講話を通して、地区での周知啓発活動を行います。

iii 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

ア 包括的・継続的なケア体制の構築

地域の介護支援専門員と関係機関の間の連携を支援します。

イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

ケママネ連絡会への研修協力等の支援を行います。

ウ 日常的個別指導・相談

エ 支援困難事例等への指導・助言

iv 介護予防ケアマネジメント事業

宇土市介護予防・日常生活支援総合事業の利用者に対して、必要な介護予防ケアマネ

ジメントを提供します。

② 地域ケア会議推進事業

ア 個別ケースの検討

- ・ 自立支援に資するケアマネジメント支援
- ・ 支援困難事例等に関する相談・助言

イ 地域課題の抽出・検討

③ 認知症総合支援事業

初期の段階で認知症による症状の悪化防止のための支援を行ったり、認知症のかたやその疑いのあるかたに対して、総合的な支援を行うため、地域の課題やニーズに応じて以下の事業を実施していきます。

ア 認知症地域支援・ケア向上事業

- ・ 認知症の状態に応じ、必要な医療・介護及び生活支援を行う関係者が連携したネットワークを形成し、認知症の方やそのご家族への効果的な支援体制を構築します。
- ・ 医療と介護の連携強化や、地域における支援体制の構築により、認知症ケアの向上を図るための取り組みを推進します。

イ 認知症サポーター養成事業

- ・ 一般市民及び小・中学校、各種団体への養成講座の啓発、実施を行います。
- ・ 認知症サポーターのフォローアップ講座を開催し、サポーターの活動の活性化を図ります。
- ・ キャラバンメイトの調整とスキルアップを行います。

ウ 認知症高齢者見守り事業

認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業の周知や登録者の状況把握を行います。

エ 認知症初期集中支援推進事業

速やかに適切な医療・介護などが受けられる初期の対応体制が構築されるよう、専門職で構成された「認知症初期集中支援チーム」を設置し、訪問活動や専門医の助言をもとにチーム員会議を開催し、初期集中支援を行います。

④ 生活支援コーディネーター業務

宇土市社会福祉協議会と連携・役割分担し、地域の高齢者支援ニーズと地域資源の状況を把握し、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を進める。具体的に下記の取組を行います。

ア 第2層協議体の運営

イ 地域のニーズと資源の見える化

ウ ニーズとサービスのマッチング

⑤ 在宅医療・介護連携推進事業

地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を図るため、以下の取組を行います。

ア 在宅医療・介護連携に関する相談支援

イ 地域住民及び介護保険事業所等への普及啓発

ウ 当該事業の研修会の企画、会議へ参加及び、必要時地域ケア会議や協議体への参加

エ 地域の医療・介護の資源のリストの活用

⑥ 指定介護予防支援事業

9 地域密着型介護老人福祉施設照古苑ひまわりホーム

(1) 運営方針

地域に開かれた施設を目指し、全ての入居者が安心して安全に生活が送れる施設を目指して取り組みます。

接遇マナーの向上を目指し、入居者やその家族とより良好な関係を築き、十分な意思の疎通を図ることで、入居者が満足できる良質なサービスの提供につなげます。

また、施設での生活が安全で快適なものとなるよう危険箇所の把握等の点検、危機管理体制の強化に向け職員間での情報の共有化を密に行い、事故の未然防止に努めます。

さらに、入居者のニーズを的確に把握し、状態に応じた適切な介護サービスが適時に提供できるよう個別ケアの推進に努めます。

(2) 重点課題への取り組み

① サービスの質の向上

- ア 委員会活動への参加
- イ 研修会への積極的参加
- ウ 入居者・家族等へのアンケートの実施
- エ 第三者評価への改善対応
- オ 施設環境の整備
- カ 不適切ケアに関する職員アンケートの実施
- キ 介護ロボット導入の検討及び推進

② 地域における公益的取組の推進

- ア 地域交流スペースでの認知症カフェの開催
- イ ひとり親家庭等小中学生の学習支援のための教室等の提供

③ 信頼と協力を得るための情報発信

- ア 広報誌の充実・発行
- イ ホームページの定期的更新
- ウ 家族会との連携会議の開催
- エ 当法人のキャラバンメイトによる認知症サポーター養成講座の開催及び派遣協力による認知症予防啓発活動の実施

④ 人材の確保に向けた取組の強化

- ア 積極的に実習生やボランティアを受け入れ、人材確保につなげます。
- イ 職員一人ひとりの年次有給休暇日数50%以上の取得
- ウ 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保
- エ 新採職員の定着化を図ります。

⑤ 健全な財務規律の確立

- ア 市内の居宅介護支援事業所と連絡を密にし、施設の特徴を紹介し、新規入居者の確保へつなげます。
- イ 介護報酬加算の積極的取得に努めます。

10 照古苑ひまわりホームショートステイ（短期入所生活介護）

(1) 運営方針

利用者や家族が必要とするときに必要な内容のサービスを適切に受けることができるよう、ケアマネなど関係者との緊密な連携に努めます。

施設内において職種横断的な連携を強化し、介護事故の未然防止に努めます。

接遇マナーの向上に取り組み、利用者や家族との信頼関係を構築し、サービスの付加価値を高めます。

(2) 重点課題への取り組み

① サービスの質の向上

ア レクリエーション活動の選択肢を拡大し、内容を充実します。

イ 委員会活動への参加

ウ 研修会への積極的参加

エ 施設環境の整備

オ 不適切ケアに関する職員アンケートの実施

カ 介護ロボット導入の検討及び推進

② 信頼と協力を得るための情報発信

ア 広報誌の充実・発行

イ ホームページの定期的更新

③ 人材の確保に向けた取組の強化

ア 積極的に実習生やボランティアを受け入れ、人材確保につなげます。

イ 職員一人ひとりの年次有給休暇日数50%以上の取得

ウ 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

エ 新採職員の定着化を図ります。

④ 健全な財務規律の確立

ア 市内の居宅介護支援事業所と連絡を密にし、利用案内や広報用チラシの配布を行い、施設の特徴をアピールし、定期利用の拡大と新規利用者の開拓に努め、年間利用率80%を目標とします。

イ 介護報酬加算の積極的取得に努めます。

1.1 照古苑ひまわりホームデイサービス（通所介護）

(1) 運営方針

利用者のニーズを把握し、より一層ケアの質の向上、加算取得に向けた体制の強化を図り、各職員の専門性を重視したチームケアの取り組み、認知症や中重度の利用者の積極的な受け入れを行うなど、地域に根差した事業所として地域包括ケアの実現に努めます。

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者個々人や家族の立場に立った利用者本位のサービスの提供に努めます。

(2) 重点課題への取り組み

① サービスの質の向上

ア レクリエーション活動の選択肢を拡大し、内容を充実します。

イ 委員会活動への参加

ウ 研修会への積極的参加

- エ 施設環境の整備
- オ 不適切ケアに関する職員アンケートの実施
- ② 信頼と協力を得るための情報発信
 - ア 広報誌の充実・発行
 - イ ホームページの定期的更新
- ③ 人材の確保に向けた取組の強化
 - ア 積極的に実習生やボランティアを受け入れ、人材確保につなげます。
 - イ 職員一人ひとりの年次有給休暇日数50%以上の取得
 - ウ 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保
 - エ 新採職員の定着化を図ります。
- ④ 健全な財務規律の確立
 - ア 地域内の居宅介護支援事業所と連絡を密にし、利用案内や広報用チラシの配布を行い、施設の特徴をアピールし、新規利用者の開拓へつなげます。
 - イ 体験利用者の積極的な受け入れを行い、新規利用者の確保につなげます。
 - ウ 介護報酬加算の積極的取得に努めます。

VI たんぽぽ保育園事業計画

たんぽぽ保育園は、法人の重点課題と長期ビジョンの実現に向け、次のとおり事業計画を定めます。

1 保育の目標

(1) 保育理念

- ① 一人ひとりの子どもの最善の利益を尊重し、一人ひとりの発達に応じた援助をいたします。
- ② 子どもと家庭、家族の結びつきを支え、尊重し、家庭と協同して一人の子どもの成長を助けます。
- ③ 地域社会と連携し、子育てを支援します。

(2) 運営基本方針

本園は、児童福祉法の精神に基づき、入所する乳幼児の最善の利益を考慮し、次のとおり基本方針を定めます。

- ① 家庭や地域社会との連携を図り、保護者の協力の下に家庭養育の補完を行います。
- ② 子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図ります。
- ③ 養護と教育が一体となって、豊かな人間性をもった子どもを育成します。
- ④ 地域における子育て支援のために、乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割を果たします。

(3) 保育方針

- 「保育の方針は、その子自身の中にある。」

(4) 事業内容

① 保育内容の充実

- ア 一人ひとりが大切に育てられるために、3歳未満児は、流れる日課と担当制を実施し

ます。

イ 3歳以上児では豊かな育ち合いのなかで社会性の発達を考え、異年齢保育を実施します。

② 職員の資質向上のための研修の充実

③ 特別保育事業の実施

ア 乳児保育

イ 障害児保育

ウ 開所時間延長保育

エ 小規模一時保育（自主）

オ 小規模子育て支援（自主）

④ コミュニティー児童館活動

ア 学童保育

イ 地域老人とのふれ合い活動

ウ 育児相談

エ 地域の子育て家庭への育児講座

⑤ 食育 {食を通じた子どもの健全育成}

ア 栽培やクッキング

イ 年齢にあった食事

ウ 食材の展示

⑥ 茶の湯

茶の湯を保育に取り入れ、日本古来の伝統文化にふれ情緒の安定と情操を養います。

⑦ スポーツクラブによる幼児体育指導（4，5才児）、外国人による英会話指導を継続し、運動能力、体力の向上、及び英会話に親しみを持たせます。

⑧ 花園小学校との連携

ア 小学生との交流を通して思いやりの心、入学への期待を育みます。

イ 子どもの生活の連続性、発達の連続性を考えながら、お互いの共通理解を育みます。

(5) 保育目標

○ 「丈夫な身体と豊かな心を育てよう。」

(6) 子ども像

① 健康な子ども

② 自分のことは自分でし、見通しをもって行動できる子ども

③ みんなと仲良く遊べる子ども

④ 話を良く聞き、言葉で表現できる子ども

⑤ 豊かな感性を持ち、表現できる子ども

(7) 運営時間

① 開園時間 午前7時～午後7時

② 保育時間 午前7時～午後6時

③ 短時間保育 午前8時30分～午後4時30分

④ 延長時間 午後6時～7時（土曜日も午後6時～7時）

※ 保護者の状況により短縮・延長保育を行います。

2 給食の目標と運営

給食もまた保育の一環であり、乳幼児期における食事が人間形成上極めて重要であることの認識に立ち、次の目標をもって給食を実施します。

- (1) 年齢に応じて必要な栄養を与え、心身の健康な発達を促します。
- (2) 保育士との協力により食事の喜びや感謝の気持ちを育て、望ましい食生活習慣を身につかせます。
- (3) 家庭との連携を通して、地域の食生活の改善にも貢献します。
- (4) アレルギー除去食については、専門医から指示があった場合において、アレルギー疾患を持つ子どもの状況に応じて適切な対応を行います。
- (5) 食育の重要性に鑑み、次に掲げる能力を育てます。
 - ① 食べ物を選択する能力
 - ② 味がわかる能力
 - ③ 料理する能力
 - ④ 食べ物の育ちを感じる能力
 - ⑤ 元気な体がわかる能力
- (6) 3才以上児も完全給食を行います。

3 安全管理

(1) 安全対策

入所児童に対する環境面での安全対策には特に配慮するとともに、児童自身が危険に対してすばやく行動できる力を日々の保育の中で身につかせます。

また、安全対策の一環として交通安全計画・防災計画に従い実施します。

(2) 危険管理

危険管理については、防犯カメラ、モニター、防犯ベル、通報システムを設置し、職員が問題意識をもって事故防止に努めます。

4 保健衛生管理

(1) 健康診断

入所児童及び職員の健康状態には常に注意を払い、日々の登園時健康診査を行うほか、嘱託医との連携のもとに入所時健康診断・定期健康診断を実施します。

職員の健康診断を年1回行います。

(2) 衛生管理

① 食中毒予防

ア 施設内の衛生、美化に努め、伝染病や食中毒の予防に心がけ、病原性大腸菌（O-157）対策として使用水の残留塩素を測定し日誌に付けます。

イ 調理師等給食従事者の衛生管理・健康管理を行います。

ウ プールの衛生管理を行います。

② 感染予防

ノロウイルスによる食中毒及び感染性胃腸炎の発生を防止するため、ノロウイルスに関する正しい知識と予防対策の衛生管理マニュアルを作り、手洗い、うがい、換気、調理器具の次亜塩素酸ナトリウムによる消毒、食品の加熱等に心がけ、感染の拡大を防ぐよう心がけます。

5 虐待への対応

虐待の疑いのある子どもの早期発見と子どもやその家族に対する適切な対応は、子どもの生命の危険、心身の障害の防止につながる重要な保育活動と言えます。

虐待が疑われる場合には、子どもの保護とともに、家族の養育態度の改善を図ることに努めます。

保育所単独での対応が困難な場合、嘱託医、地域の児童相談所、福祉事務所、児童委員、保健所や市町村の保健センターなどの関係機関との連携を図ります。

6 地域との連携

(1) 児童の健全育成に果たす保育所の役割を自覚し、地域の子育てを支援する保育所として育児相談を行ない、コミュニティー児童館活動として五色山学童クラブの充実を図り、子ども110番の協力、保育所として地域児童の安全を守ります。

また、園庭を開放し、地域の子育て中の親子に遊びとふれ合いの場を提供するとともに、地域老人会との交流を行います。

(2) 年長児と花園小学校との交流を通して、小学校入学への期待を育みます。

(3) 特別養護老人ホーム照古苑、照古苑ひまわりホーム及び小規模多機能型居宅介護ぬくもりを相互訪問し、お年寄りとの交流を通して感謝の気持ちや思いやりの心を育てます。

(4) 保護者会や地域の子ども会、婦人会等との交流を深め、保育所のPRに努めます。

7 保育園における道徳性を培う保育の充実

次のような道徳性の芽生えを培う保育の充実に努めます。

- ① 基本的な生活習慣の育成
- ② よいことや悪いことを判断する力の育成
- ③ 思いやりの心の育成
- ④ 社会生活上のルールを守る力の育成
- ⑤ 生命を尊重する心の育成

8 短時間保育事業について

子ども子育て保育事業の一環として短時間保育にも対応します。

9 行事計画

(1) たんぽぽ保育園

たんぽぽ保育園の行事計画は、次のとおりとします。

令和2年度 たんぽぽ保育園行事計画

事 例 行	健康安全関係	安全点検・身体測定
	地域との関わり	子育て支援

	施設訪問	以上児毎月1回 ひまわり・ぬくもりホーム訪問交流会	
	研修	毎月運営委員会・園内(講師を招いての勉強会)	
	行事計画	健康安全 保護者・地域との関わり	研修会
4月	入園式 お見知り遠足	役員会 園医健康診断	
5月	<u>子供の日</u> 保育参観・保育参加・懇談会	保育参観・保育参加・懇談会 年長児・小学校運動会	市保育連盟年齢別研修会 宇土市保育連盟総会 川内講師園内研修
6月	保育参加 プール開き ぴかぴか教室	保護者による奉仕作業(以上児) 歯科検診 救急蘇生法実技指導 <u>幼・保・小連絡会</u>	福岡市春日わらべうた研修会 市保育連盟年齢別研修会 総括 川内講師園内研修
7月	七夕まつり お泊り保育 すこやかサークル	小学校との交流会 役員会	広島わらべうた研修会 市保育連盟年齢別研修会 川内講師園内研修
8月	人形劇観劇 盆踊り 交通安全教室	小学校より参観	市保育連盟年齢別研修会
9月	花園地域敬老会	敬老会参加 保護者による奉仕作業(未満児) 役員会 <u>園児尿検査</u>	川内講師園内研修 市保育連盟年齢別研修会 総括
10月	運動会 保育参観・保育参加・懇談会 照古苑祭参加	運動会 園医健康診断 保育参観・保育参加・懇談会 年長児照古苑祭参加 小学校との交流	市保育連盟年齢別研修会 川内講師園内研修
11月	七五三 <u>ふれあい動物園</u> 秋の遠足 新幹線車両基地見学(年長児)	小学校との交流 花植え祭り	川内講師園内研修
12月	発表会 餅つき クリスマス会	餅つき	市保育連盟年齢別研修会
1月	初釜 鏡開き	初釜	市保育連盟年齢別研修会
2月	豆まき 人形劇観劇	人形劇観劇 <u>役員会</u>	市保育連盟年齢別研修会 総括

	保育参加・保育参観 卒園記念撮影		
3月	ひなまつり 新入園児面接 お別れ遠足 入園説明会 卒園式	卒園式 小学校との連絡会 保護者会総会 入園説明会 新入園児面接	市保育連盟年齢別研修会

(2) 学童保育（五色山学童クラブ）

学童保育の行事計画は、次のとおりとします。

令和2年度 学童保育年間行事計画（五色山学童クラブ）

活動内容	① 遊びによる子どもの育成 ② 子どもの安定した居場所の提供 ③ 保護者の子育ての支援 ④ 子どもが意見を述べる場の提供	⑤ 地域の健全育成の環境づくり ⑥ ボランティアの育成の活動 ⑦ 配慮を必要とする子どもへの対応
------	---	--

学期	めあて	月	行事及び活動内容	遊び	年間を通して
1	① 集団生活にとけこませ仲間作りを基本とする	4	入所式・歓迎会 地域探索（下校指導・通学路を歩く） お見知り遠足	<屋外遊び> ・縄跳び ・長縄 ・サッカー ・ドッジボール ・鬼ごっこ ・砂遊び など	*誕生会 (月1回) *茶の湯 (月1回) *英語教室 (月1回)
		5	集団遊びを楽しむ		
		6	雨の日の暮らし方を知らせる		
		7	七夕制作 懇談会(夏休みの生活について) 絵手紙		
2	② 基本的な生活習慣を身につける	8	(削除) 人形劇鑑賞 盆踊り お楽しみ会 民生委員ふれあい会	<屋内遊び> ・レゴ ・ブロック ・オセロ ・ままごと ・折り紙	*読書 (削除) *読み聞かせ (月1回) *避難訓練
		9	お月見会（だんご）		
		10	運動会（保育園の運動会参加） ハロウィンパーティー		
		11	民生委員ふれあい会		

	ることを主眼とする	1 2	クリスマスお楽しみ会 大掃除 年賀状を書く	<ul style="list-style-type: none"> ・お絵描き ・カプラー ・将棋 ・トランプ ・新聞紙遊び ・本読み など 	*交通安全ルールについて話し合い
3	上級生がリーダーとなり下級生を導く保育を主体とする	1	初詣（松山神社） 正月遊び（かるた、すごろく） 毛糸を使って <ul style="list-style-type: none"> ・ボンボン作り ・指網み ・あやとり 		
		2	節分（豆まき箱制作）		
		3	保護者会 入所説明会 令和2年度活動報告 新年度の活動計画 お別れ会（お別れ会食）		

10 重点課題への取り組み

(1) 人材確保に向けた取り組み

- ア 積極的に実習生を受け入れ人材確保につなげます
- イ 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保